

業庫第51号
平成29年6月19日

代理店引受金融機関本部

御中

代 理 店

日 本 銀 行 業 務 局

人事・給与システムの利用を開始する官庁について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、人事・給与システムの利用を開始する官庁として、国税庁から届出（別紙参照）がありましたので、ご連絡します。

つきましては、昨年の通知^(注)と同様に、貴店との取引有無をご確認頂き、別紙の「FD等持込有無」欄に「◎」表示のある取引店におかれましては、人事・給与システムにより作成される給与振込明細表データ（電磁的記録媒体）の読み取り等を確認して頂く必要があります。当該官庁と連絡を取り、適宜、依頼先金融機関（ゆうちょ銀行を含む）と調整のうえ確認テストを実施してください。

（注）平成28年12月12日付業庫第67号

本件について、ご不明な点がございましたら、下記照会先までご照会下さい。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

TEL：03-3279-1111（代表）（内線：6041）

E-mail：dairiten-kitei@boj.or.jp

人事・給与システムの利用を開始する対象官庁一覧

【府省名】国税庁

【利用開始日】平成29年11月の支給分から

	官庁名	取引店名	代理店引受金融機関店舗名	FD等持込有無 (有の場合○を表示) ※◎はゆうちょ銀行分も持込があることを示す。
1	国税庁	日本銀行虎ノ門代理店	みずほ銀行虎ノ門支店	◎
2	国税不服審判所	日本銀行虎ノ門代理店	みずほ銀行虎ノ門支店	◎
3	税務大学校	日本銀行朝霞代理店	埼玉りそな銀行朝霞支店	◎
4	札幌国税局	日本銀行札幌支店	-	◎
5	札幌国税不服審判所	日本銀行札幌支店	-	◎
6	税務大学校札幌研修所	日本銀行札幌東代理店	北洋銀行本店	◎
7	仙台国税局	日本銀行仙台支店	-	◎
8	仙台国税不服審判所	日本銀行仙台支店	-	◎
9	税務大学校仙台研修所	日本銀行仙台支店	-	◎
10	関東信越国税局	日本銀行埼玉新都心代理店	埼玉りそな銀行さいたま新都心支店	◎
11	関東信越国税不服審判所	日本銀行埼玉新都心代理店	埼玉りそな銀行さいたま新都心支店	◎
12	税務大学校関東信越研修所	日本銀行朝霞代理店	埼玉りそな銀行朝霞支店	◎
13	東京国税局	日本銀行南千代田代理店	三井住友銀行本店	◎
14	東京国税不服審判所	日本銀行南千代田代理店	三井住友銀行本店	◎
15	税務大学校東京研修所	日本銀行船橋代理店	千葉銀行船橋支店	◎
16	金沢国税局	日本銀行金沢支店	-	◎
17	金沢国税不服審判所	日本銀行金沢支店	-	◎
18	税務大学校金沢研修所	日本銀行金沢支店	-	◎
19	名古屋国税局	日本銀行桜通代理店	三菱東京UFJ銀行名古屋営業部	◎
20	名古屋国税不服審判所	日本銀行桜通代理店	三菱東京UFJ銀行名古屋営業部	◎
21	税務大学校名古屋研修所	日本銀行金山代理店	三菱東京UFJ銀行金山支店	◎
22	大阪国税局	日本銀行大阪支店	-	◎
23	大阪国税不服審判所	日本銀行大阪支店	-	◎
24	税務大学校大阪研修所	日本銀行枚方代理店	りそな銀行枚方支店	◎
25	広島国税局	日本銀行広島支店	-	◎
26	広島国税不服審判所	日本銀行広島支店	-	◎
27	税務大学校広島研修所	日本銀行宇品代理店	広島銀行宇品支店	◎
28	高松国税局	日本銀行高松支店	-	◎
29	高松国税不服審判所	日本銀行高松中央代理店	百十四銀行本店営業部	◎
30	税務大学校高松研修所	日本銀行高松中央代理店	百十四銀行本店営業部	◎

